

令和6年11月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

courtsポータルの「秘書課ナビ」に掲載されている資料の件名が分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、10月2日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出について、「courtsポータルの「秘書課ナビ」に掲載されている資料の件名を認識することができる文書（最新版）」と整理した上で、最高裁判所内を探索したが、該当文書は存在しなかった。

(2) 秘書課ナビは、裁判所職員向けのポータルサイトを構成するコンテンツであるところ、ポータルサイトを管理運用する上で、コンテンツに掲載している資料の件名を文書等により記録又は保存することは求められておらず、掲載している資料の件名を抽出することもできない。

なお、苦情申出人は、渉外レポート第26号に秘書課ナビ活用情報に関する記載があることを根拠に、本件対象文書は存在するといえる旨主張するが、同

レポートには、秘書課ナビにおいて閲覧可能な情報の一部が紹介されているにすぎず、本件開示申出に係る文書が存在することを示唆する記載はない。

(3) よって、原判断は相当である。